

第4回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日程 平成20年11月28日(金)午後1時~午後2時30分
- ・ 場所 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室
- ・ 出席者
 - (1) 委員 伊藤明、大見賢治、大参斌、木村重治、鳥居玄根、太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、舩尾恭代、細井倭子、木村正範、松浦満康、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、昇秀樹、神谷和也
(欠席：加藤泰司、鳥居博幸、入江容子)
(敬称略)
 - (2) 事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長、企画政策課主幹
 - (3) 傍聴者 1名

【事務局】

ただ今から、第4回安城市自治基本条例策定審議会を開会いたします。

最初に、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては次第の裏面にございますのでご覧ください。

《市民憲章唱和》

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

それでは、はじめに鳥居会長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。月末を控えましてお忙しい中を本日の会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

前回、10月10日の第3回審議会におきまして「条例素案のたたき台」についてご審議いただきましたが、その後市民会議においても検討を進められまして、先般、報道もされておりましたが、市長へ条例素案として提言されました。

したがって、本日の審議会は素案についての審議になるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。本日、「青年会議所理事長の加藤委員」、「あいち中央農業協同組合長の鳥居委員」、「学識経験者の入江委員」は、他の用務と重なってしまいまし

たので欠席でございます。また、学識経験者の昇委員におかれましては、用務が入っており、午後2時30分には退席されますので、ご承知おきください。

つづいて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願いいたします。

【会長】

それでは協議事項「(1) 条例素案について」ですが、市長に素案の提言をされた市民会議の代表の方から説明をお願いします。

【委員】

市民会議の会長を務めさせていただいております杉浦でございます。本日はお忙しいところありがとうございます。昨年12月14日に市民会議を発足しまして、延べ17回にわたる審議をさせていただきました。先ほど会長よりお話がありましたが、11月19日に市長へ提言をさせていただきました。新聞報道等でもご存知かと思いますが、市民会議の中でも、例えば住民投票条例については可否同数ということで結論にいたりませんでした。提言の席上では、来年の9月に議会上程をする予定で進んでおりますが、数字が間違っていたら申し訳ありませんが、安城市には既存の条例が284本ありますので、整合性を深めるためにも、安城市自治基本条例の施行に伴う関係条例の整備についてという条例を制定される必要があるのではないのでしょうかということ併せて提言させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

細部につきましては、榊原副会長、荻野副会長から分担して説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【委員】

皆さん、こんにちは。市民会議の副会長であります榊原です。私から素案の前半の部分についてご説明させていただきます。

前回の審議会では素案のたたき台については説明がされていますので、たたき台から素案への変更点についてご説明させていただきたいと思っております。

まず「前文」ですが、「中部経済圏の一翼を担うなど」という言葉がありましたが、大袈裟ではないかという意見もあり抜け落ちました。また、前文の中で安城市は「環境首都を目指していることを標榜」など環境について入れたいという意見もあったのですが、最終的には括弧書きで「引き継ぎ、持続可能な社会を目指します。」になりました。

議論の中では、前文の中で使われている言葉の定義が曖昧とか、美辞麗句だけでは伝わらないという意見もあれば、前文だからラブレターでいいとか、定義が曖昧でも思いが伝わればいいなどの意見もありました。

また、安城市の誇りや財産は何かということをご皆さん強く言われていました。

2番の「目的」ですが、「だれもが」のところで、「幼児から高齢者、ハンディキャップを持っている方を含めてだれもが」と明記したいという意見もありましたが、難しい表現ではなく簡単な表現になりました。

3番の「定義」ですが、事業者と市民を分けるかどうかで議論になりましたが、両者

をあわせて「市民等」とすると、ほとんどの箇所で「市民等」になり、かえって煩雑で読みにくくなるため、事業者も市民の中に含まれるような表現でまとめました。

4番の「条例の位置づけ」ですが、最高規範としての位置づけで、ほぼ全員の合意が得られました。さらに「国や県に対し、法令の自主解釈権を」との声もありましたが、賛意が得られませんでした。

5番の「自治の基本原則」ですが、たたき台では、「市民ひとりひとりが主体となって」とありましたが、市民に事業者が含まれますので削除しました。

「財政自治の原則」を入れるかどうか議論になり結論がでませんでしたでしたが、併記してありますのでご検討ください。

6番の「市民の権利」の中の「こどもの権利」についても同様に結論がでませんでした。「それぞれの年齢にふさわしいかたちで、市政に参加することができます。」と書かれていますが、まちづくりの担い手として、5歳は5歳なり、15歳は15歳なりの参加の仕方があると思うのでぜひ入れたいという意見もありました。

7番の「市民の役割と責務」ですが、こちらも「事業者の役割と責務」を入れるかどうか議論になりました。これは「市民」の定義の中には「事業者」も含まれているということで意見が分かれました。

8番の「議会の役割と責務」については、若干修正もありましたが、ここに書かれているとおりです。

9番の「市長の役割と責務」についても大きな修正はありませんでした。

10番の「職員の役割と責務」では、ここまで書かなくても法の遵守はあたりまえなのでいらぬという意見もありましたが、最終的には残してあります。

11番の「市民参加」では、「議会および市の執行機関は」とありますように、たたき台では、「市の執行機関は」だけだったのですが、前回の審議会で昇先生から議会も入れるべきだというご意見をいただき、反映いたしました。

また、2項目に「市民参加に関して必要な事項は、別に条例でさだめます。」とありますが、たたき台では、具体的に5つの項目が書かれていたのですが、列記しないという結論にいたりしました。

私からは以上で12番からを荻野がご説明します。

【委員】

市民会議副会長の荻野です。よろしくお願いいたします。

12番の「コミュニティ」については、大きく分けて町内会やNPOが考えられますが、「加入」という記載は難しいのではないかとということで、「参加」に修正しました。

13番の「住民投票」については、何でもかんでも住民投票になってしまってもいけないという意見もありました。本当は使われないというのが一番いい状況とは思いますが、本当に必要なときには住民に問うことをしてほしいので、項目として残したいということでまとめました。ただ、常設型にするか、その都度定めるかについては、この審議会で検討していただきたいと思っております。

14番の「情報公開・個人情報の保護」については、市民には個人情報もありますので出してもらいたくないものもあると思うのですが、やはりいろいろな情報は公開して

ほしい、そのためには、どんな項目があるのかの一覧表がほしいという意見もありましたが、一覧表を見てというよりも、自分がほしい情報を市に問うということではないかということでまとまりました。

15番の「説明責任」ですが、先ほどの「情報公開・個人情報の保護」や、行政の政策の説明も含めて、わかりやすい説明を求めていきたい、市民会議の中では、小学校5年生でもわかるように、平易な言葉で平易な内容で説明してほしいという意見がありました。

16番の「市政運営・組織」ですが、たたき台から言葉を少し整理しましたが大きな修正はありませんでした。

17番の「行政評価」ですが、私自身もなかなかわからないところですが、不正があるということではなく、行政のやっていることを、行政だけではなく、市民や第三者機関にしっかりチェックをしていくことが大事ではないかという意見がありました。

18番の「財政運営」ですが、市政運営と表現の重複がありましたので整理をさせていただきました。

19番の「連携」ですが、主語を明確にという意見があり、「市民は」、「議会および市の執行機関は」、「安城市は」としました。

20番の「条例の見直し」ですが、見直しをするべきか、最高規範の条例だから見直しは必要ないのではないかという議論になりましたが、最終的には見直しをするということでまとまりました。では、見直しを誰がやるのか、主語は誰なのかということや、期間はどのようにするのかということについて話し合った結果、主語は「市の執行機関」で「5年を超えない期間」となりました。また、「検討」を「検証」に直しました。ご検討いただきたいと思います。

21番の「推進委員会の設置」ですが、市民会議では、自治基本条例を作りっぱなしではなく、市民も関わって条例が遂行されているのか検証していきたいという気持ちがあり、推進委員会を設置して推進してほしいとの思いでここに記載しました。

22番の「危機管理」ですが、他市の条例ではあまりない項目で、安城市で初めて入れたのですが、三河大地震や東海大地震が危惧されている時代ですので、行政も市民もあたりまえのことなので必要ないという意見もありましたが、市民、コミュニティ、市の執行機関それぞれが、危機管理を意識してほしいという願いを込めてこの項目を入れました。

23番の「出資団体」ですが、ぜひ入れたいという意見もありましたが、市民会議としては削除となりました。

「その他」では、安城の特色として、「水とみどり」、「環境首都」、「環境保全」など「環境」に関する意見が多くありました。しかし、最終的に言葉として残ったのは僅かになりました。これは、「環境」とは何を指すのか、みどりだけではないし、人的環境もあればいろいろな環境があってはつきりしないということでした。ですが、環境首都を目指す安城市としてそれでいいのかという思いもありますので、こちらについてもご検討いただきたいと思います。

最後になりますが、市民会議の中では、これからPI活動もがんばっていきたいという話をしています。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。素案につきまして説明をいただきましたので、ご質問をお受けしたいと思います。

【副会長】

素晴らしくまとまった素案になっていて、市民会議の皆さん一人ひとりの熱意をこのようにまとめるのは大変なご苦労だったと思います。

まず市民会議との関係を確認させていただきたいのですが、既に市長へ提言されていますが、この審議会の中でここをこうしてほしいということがありますと、それは市民会議にお伺いをたてて変えていただけますかということになるのでしょうか。

【事務局】

審議会の位置づけと市民会議との関係につきましては、第1回の会議でもご説明させていただいておりますが、市民会議の皆様方には、自治基本条例の素案を市長に提言していただくとともに、審議会に諮っていただくというかたちになっております。第1回の審議会におきまして、市長から諮問をさせていただいておりますので、最終的な議会へ提出させていただく条例案につきましては、この審議会の場で方向性を出していただきまして、答申までしていただくという考え方でありますので、市民会議から出された素案に対し、審議会でいろいろなお意見を賜りまして、最終的な条例案として市長へ答申いただきたいと思いますと思っております。

【副会長】

ありがとうございます。安心して中身に入らせていただきます。

まず前文ですが、「『日本デンマーク』と呼ばれるほど農業先進地」とありますが、「呼ばれるほどの」ではないでしょうか。また、「農・工・商バランス」ですが、ライフワークバランスとは言いますが、「農・工・商バランスのとれた」というのは、文章として不自然かなと思います。また「この美しい水とみどり、田園風景」は、市民会議の皆さんの思いのこもった言葉だと思うのですが、これが「安城市の誇りや財産」というのは表現が違うかなと思います。遺していくものが「誇りや財産」というのもちょっと違うかなと思います。「未来を担う子どもたちへ引き継ぎたい」という部分は大賛成です。前文の中で「ここに最高規範として」とありますが、「条例の位置づけ」がありますので、ここでは無くてもいいのではないかと思います。

「市民の権利」の中の「こどもの権利」は、ぜひ残していただきたいと思います。こどもの権利は、アリストテレスや中世の時代では、こどもは不完全な者であるから、こどもは大人になるまで、別の社会でほっておけばいいという考え方があり、大人の社会と切り離されて育てるということもありましたけれども、ここ100年くらいではありますが、こどもはこどもとしての権利があり尊重されるべきというのが教育学でもでてきております。前文にあります「進取の気風や共存共栄の精神」のある安城市民としては先進的な考え方なわけですから、これからの時代に「こどもの権利」や「環境問題」

についてはとり入れていただきたいと思います。環境については、また他の方がいらっしやると思いますので、環境についても言いたいことがあります、長くなりますのでここまでにします。

【委員】

「こどもの権利」につきましては、おっしゃるとおりだと思います。なぜ市民会議で入れるかどうかの議論になったかといいますと、こどもが大事ということは皆わかっていますが、「市民」の中に「こども」も入っているから重複するという考え方と、こどもは大事なことから特出したいという考え方の2つの意見がありましたので、素案では併記させていただいておりますので、そのあたりを踏まえてご審議いただければと思います。

【委員】

「こどもの権利」についていろいろなご意見があるようですが、前回の審議会で私が申し上げましたが、こどもが本当に大人と同じような正しい判断ができるのかということ、そこに権利がついてくると思うのですが、大人でもいろいろな権利を持ち出して、世間から間違っているといわれることが多くあります。学校の中ではモンスターパーエントがそうですが、社会がこうだから、皆がこうだからという判断の中で、自分勝手な思い違いで判断していく、大人でさえもそういう状況なのに、こどもに権利を与えて、正しい判断ができるのかと私は思います。

前回も言いましたが、こどもが校長先生に土下座をさせたというのが東京都国立市の小学校で起きた事件ですが、その後、皆様方この事件について勉強されましたか。私もこどもは大事で、国の将来を担うものであると思っています。こどもを立派に育て上げるというのが親の責任だと思いますし、こどもは親から素直に学ぶというのが基本ではないかと思っています。その中で「こどもの権利」を間違えて捉えてもらっては困ると私は思いますので、そのあたりを皆様方よく勉強していただきたいと思います。

【委員】

「こどもの権利」について、今の日本ですと20歳になると大人として扱われ、選挙権が与えられ、権利が発生しますが、20歳になって急に社会に放り出されるというかたちではなく、この素案にも「それぞれの年齢にふさわしいかたちで」と書かれていますように、順番に年齢ごとにできることを与えていくことによって、大人への成熟度が増えていくと思います。市議会でも、こども議会をされていると思いますが、そのようなかたちで、こどもがまちづくりに参加する機会を少しずつ与えることによって、大人になるまでに社会性を身につけるためにも、権利を与えた方がいいのではないかということだと思います。

【委員】

私は少し榊原委員とは違いますが、「こどもの権利」を入れることは賛成の意見です。こどもの権利条約を日本が批准しているという点で、既に日本としてはこどもの権利を

尊重していることなので、20歳から権利が発生するわけではなく、生まれたときから権利が発生するという立場に日本は立っていると思います。安城市として「こどもの権利条例」を作るということではないので、今ここで市の自治基本条例としてどう扱うのかということ、もし妥協点を見つけるとなると、3番の「用語の定義」の「市民」のところで、「市内に住む大人、子ども」とすれば、市民の中に子どもを含むことがはっきりすると思います。一般的な人たちの感覚として「市民」というときに18歳未満の子どもを含んでいると理解する人がそんなに多くない状況だと思うので、それを伝えたいのなら、「市民」の定義に「子ども」という言葉を入れて、「こどもの権利」を入れることが、このように意見がまとまらないようなら、「こどもの権利」を入れないというのはいかがでしょうか。

【委員】

子どもと児童の定義の違いですが、定義の中に子どもとは何か、児童とは何か、自治基本条例の中に、子どもという言葉が出てきますので、どのような法律、条例を見ましても必ず定義があります。児童の定義としては、児童福祉法第4条に規定するもので、満18歳に満たないもの、ただし、当該児童でその者に適用される法律により早く成年に達した者は除くということ、これは未成年者でも16歳で結婚した場合は未成年扱いをしないというものでございます。子どもの定義としては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に規定するもので、小学校就学の始期に達するまでの者をいうわけですから、入学前の者を子どもというかたちで法律は定義していますから、子どもということであれば、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく定義を入れていけばいかがかと思えます。

【委員】

前文等も議論になっていますが、なぜ安城市で自治基本条例を作るかという出発点になるのがこの前文になるかと思いますが、1段落目、2段落目は、もう少しあっさりとして書いてもいいのではないかと思いますし、3段落目、4段落目がむしろこの自治基本条例を安城市で作る理由として、「自ら考え行動する自立した市民」や「市民が主役の自治の実現」など、この部分が大変重要だと思います。私は前文の中の「先人が築き、たゆまぬ努力」についてそのとおりだと思いますが、良い面ばかりが書いてあって、実際には安城市では、様々な問題、課題があるわけで、ごみの問題は今、安城市では大変だと思うのですが、これからもっと大変になる。人口が増加すればするほどパンクになるだろうという現実認識があれば、環境問題は当然のことで、みどりを増やすだけではなくて、ごみ問題を始めとして、自動車とか交通とか地球温暖化とか生物多様化など様々な環境問題があり、ここに「美しい水とみどり、田園風景」と書いてありますが、実際、私の小さい頃の田園風景では、ホタル、タニシ、ドジョウ、フナがいて、今そういうのが消えているということは、生物多様性は全部消えているということです。その危機感を持ったら、それをどう解決するかを今考えようということだと思います。それは行政だけに任せていたらだめだから、住民が立ち上がろう。自分たちも情報を共有して、だ

から情報公開があると思うのですが、それはただ公開しろというだけではなくて、課題を共有するという意味で情報を知りたい。ごみ問題はそんなに大変なのか、生物多様性はそんなに安城で問題なのか、じゃあ我々のできることは何なのかということで自治基本条例を作るのだと思います。そういうことからいうと、3段目が大事だと思うし、1段落目、2段落目がもう少し課題をつかむためには、情報公開、情報提供していただいて、課題を共有する。だから住民も参加するというような話しになってくると思います。1段目、2段目は、環境を含めて、現実認識として、今がどうで何をしなければいけないのかということで、市民が主役のこの条例を作るという構成になるともう少しわかりやすいと思います。

例えば、「自ら考え行動する自立した市民」、「市民が主役の自治」というのはそのとおりですが、何か物足らないように思っていたのが、市民が主役になるために、あるいは自ら考え行動するために、あるいは自立した市民を育てるために何が必要かということ、やはり情報が必要です。そこで情報公開も大事な話しになってくるわけです。

それからもう一つ、自治基本条例で、先ほどのこどものことも、環境のことも全部盛り込めるかといえば、そうではないと思います。ここでは基本的に住民が自治をするという構想を述べるということだと思います。ただ、環境のこともそうですが、頭出ししておかないと、次の基本条例にいけないと思いますので、ぜひ環境のことは入れていただきたいということは切実に思います。先ほど、環境とは何だかわからないという説明もありましたが、本当はそういう認識では困ると思います。よく見ていただくと安城市でもすさまじい環境破壊が行われています。そういうことを市民で取り組めるように、そのための自治基本条例であってほしいと思います。

3つ目に、参加ということは大事だと思いますが、これまで参加というと、会に参加するとか、話しを聞くということですけども、この市民会議の素案でも非常に大事だと思うのは、企画、立案、評価まで参加させてくださいということです。それをもう一つわかりやすくするには、用語の定義の中に「参加」とありますが、本当は「参画」という意味になってくると思います。例えば、ここに「市政やまちづくりの過程に、市民が企画、立案、評価まで主体的に関わる」と書く、ただ「主体的に関わる」だけでは、よくわからないので、他のところで入っていますが、定義でも謳っておいたほうが、これまでの参加ではなく、参画という意味がありますということを強調したほうがいいと思いました。

もう一つ、「目的」ですが、「安城市における自治の基本をさだめ」とありますが、住民自治の基本を定めるのか、まちづくりの基本をさだめるのか2つ考えられると思います。私は、まちづくりの基本を定めるということを入れてほしいと思います。

【委員】

先ほど私は、「こどもの権利」については、「定義」の「市民」の中に入れてらどうかと言いましたが、今の神谷委員のお話をお聞きして、この条例の中でどこかに「こどもの権利」という言葉を入れておいたほうが、後々、こどもの権利条例を作るかもしれないし、大人として安城市はこどもを大切にするという姿勢を示しておくほうがいいと思いました。全てのことの基本になるという位置づけであるならば、言葉として出してお

いた方がいいと思い直しました。

【副会長】

「こどもの権利」についてはそのとおりだと思います。先ほど話がありました、校長先生に土下座をさせたというのは、本当に特殊な一例だと思います。ここで謳っている「こどもの権利」というのは、「基本的人権」、「知る権利」、「参加する権利」、「行政サービスを受ける権利」と並ぶような権利であり、個別にこどもが校長より地位的にどうなのかという細かなことを定めているわけではなくて、全般として、こどもの幸せのためにその権利を求めるといふ、漠然としたもので、とりあえずこどもを大事にするというものです。前回のたたき台の段階で、「こどもの権利」が入っていて、とても安城は素敵な市だと、他から思ってもらえると思いますし、環境についても安城らしさにしていきたいと思いました。18歳未満がどうのこうのと細かく定義するのではなく、こどもの幸せを安城市民は願っていて、だから前文にも、こどもに引き継いでいくという言葉が入っているという、雰囲気が出せるといういいということで提案しています。

【委員】

この会議の前に市民会議が自治基本条例素案を市長に出したということですが、総務企画委員長もここに一緒にいるわけで、皆さんのご意見を聞いて市長に出すのが本来で、後出しのような気がします。こういう会議で決まったものを出すならいいですが、出しましたよ、後で審議しますというのは順序が逆のように思います。本来であれば、総務企画のほうにもこういうものを出しますよというお話しをされるべきではなかったかと思います。

また、土下座の件については、こども自身が判断したことではないと思います。「こどもの権利」というものを利用して、民意をあおって間違った方向に進むということがないようにしたいと思っています。こどもたちを守る気持ちは皆さんと同じですが、一部の人々が民意をあおることができるような仕組みではまずいと思っています。限られた人たちの扇動から、こういうものを利用して権利を主張させるということがないようにしたいと私は思っています。

【委員】

少し補足をさせていただく前に、まずは市民会議の皆様、大変お疲れさまでした。大変長い間、自分たちの時間を使ってここまでまとめていただいたことについては謝意を申し上げます。

今、議長が申しあげましたのは、誤解されるといけませんので補足しておきますけども、一言で言いますと心配してみえる、変なふうを利用して逆手にとって利用されるような自治基本条例ではいけないということを心配されているということですので、いろいろな言葉がありましたけれども、それはそれとして置いておいていただきたいと思います。

私が自治基本条例に関して一番思っていますのは、暖かいものであってほしいと思っています。その中でこどもさんの話が出ていますが、私もこどものことについてはずっ

とボランティア関係もやってきていますし、こどもは人権を持っていますので、それはそれで大事なことだと思いますが、あまりにも細かいことを入れすぎますと他との条例の関係もありますし、法令的なこともあります。ですので、やはりここはある程度ほんわりとしたかたちで置いておく必要があると思います。あくまでも基本の基本であります。運用方法については現在ある条例との整合性をとって、その中で足りない条例がきつと出てくると思っていますので、それはそれでまた制定していくという方向が一番いいのかと、まだまだ私も勉強不足ですのでわかりませんがそんな気がしております。

市民会議さんから出された素案を基にこれから審議会で審議をしていくわけですが、スケジュールを見ていただくとわかりますが、条例文の提示というのがあります。今はまだ条例というかたちになっていなくて、条例を作る素案ですので、文言については、行政のほうでしっかりとやっていただけたらと思っていますので、思いだけはこの素案の中でしっかりと捉えさせていただいて、その後、条文については一つずつ審議をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

【会長】

それでは、昇先生のご意見を賜りたいと思います。

【委員】

市民会議の皆さん、ご苦労様でした。プロセスも大切だったでしょうし、内容についても私が知るかぎりでは、よくできているほうの案だと思います。でも、100人100様の考え方がありますので、これから私なりの考え方を申し上げます。

大きいこと小さいことありますが、まず、前文の最後の「さだめます」が平仮名ですが、私もこのほうが好きですが、法令用語としては漢字が正しいですし、安城市の他の条例は漢字だと思います。もし、平仮名にするなら、文書担当課と相談してください。平仮名にする方法もあると思います。でも、その場合は、これまである条例、これから作る条例の「さだめます」は平仮名にしなければなりません。法令ですので一貫してなければなりませんし、秩序がありますので、これだけ特別というのは、法令のルールとしては違反になります。「および」についても同様です。

3ページの「用語の定義」について、多分に趣味の話ですが、「参加」より「参画」の方が好きです。男女共同参画社会といいますが、「参画」の方がレベルが上です。「参加」に留めておくということなら「参加」でもいいと思います。

次の「協働」ですが、これも趣味の話ですが、協働というのは、パートナーシップという英語の日本語訳です。これまでなかった言葉で、生活協同組合の協同はありましたが、パブリック・プライベート・パートナーシップの語訳です。パートナーシップですから、「Be」の「状態」を表す言葉です。ところが、「協働」と働んで訳すと、「Do」の「行っている」になってしまいます。実際、協働の講演会で、「私のお婆ちゃんは寝たきりで、私が介護していますが、お婆ちゃん、協働の中には入らないのですね」という質問をされたことがあります。そういう誤解を招く語感なんです。それを嫌がって、多くの自治体では違う言葉を使っています。例えば、豊田市では、わざと「共働」としています。大府市や刈谷市は「共存協働」という言葉を使っています。しかし、総務省

が「協働」という言葉を使っていますので、圧倒的多数の県や市町村は「協働」を使っています。ですが、これだと「D o」だけで「B e」が入っていないので、寝たきりのお婆ちゃんには入らないという誤解を招く恐れがあるので、「協働」ではない言葉を使っている自治体もあります。私は、後者の方が賢明だと思いますが、安城市としてどちらの言葉を使うのかということを検討していただければと思います。

本質的な話しをします。この条例で謳われていることは、市民は市政に興味を持って参加、参画しましょうということです。それはいいことだと思いますが、基本的人権の自由権では、参加しない自由、市役所に反対する自由もあります。言葉を悪く言えば、自治基本条例には、少し大政翼賛会的なニュアンスがあります。どこに書くかはいろいろありますが、参加しない自由もあるということ、異なる見解を持って、例えば、愛知万博に賛成するNPOもあれば、反対するNPOもありますが、賛成するNPOだけ優遇して、反対のNPOを締め出すことはできません。参加しないことも権利だし、反対することも権利ということをお話していくべきだと思います。

4ページの「協働の原則」で、「市民、議会および市の執行機関は、対等なパートナーとして」というのは、私は対等ではないと思います。建前論から言えば、市民が主権者ですので、市民が上ですし、実質論で言えば、市民は下です。ここで対等という言葉は、ねらいはわかりますが、嘘だと思うので、嘘は書かない方がいいと思います。

5ページは少し大きい話になりますが、「市民の権利」ですが、いろいろ議論を聞いていて、以前にも申し上げましたが、主権者である国民、住民が、権力者への命令というのが、近代的意味での憲法です。そのとおりなんですけど、日本国憲法には、国民の義務も入っています。納税の義務、労働の義務、親に対してのこどもに教育を受けさせる義務です。先ほどの議論ですが、校長先生に土下座させたとか、モンスターペアレント、給食費を払わない、保育園料を払わない、お医者さんの診療報酬を払わない、税金を払わない、そういう昨今の情勢を考えた市民の権利と義務ということで、義務の中に、社会を維持するために、給食費ですとか税金、使用料負担について義務として納めなければいけないということについて、本来、書く必要のないことですが、実際、行われていませんので、書いておいた方がいいと思います。

ついでに、少しだけ話しをさせていただきますと、どうしてこれまでの日本になかったような学級崩壊や中学校の校内暴力が起こるようになったのかということ、それには原因があって、親世代である団塊の世代の価値観が非常に大きく影響しているということです。団塊の世代は、他の世代に比べて、個人の自由、個性を重んじて、社会のルールや秩序を軽視する傾向の人の割合が多いです。そんなことはないと言っている世代の方からいつも反発をいただきますが、私は正しいと思っています。それで、今後どうなるかというと、第二次ベビーブーマーたちは、フリーターが多いです。団塊の世代の親たちは、自由業になりたかった、ミュージシャンやアーティストになりたかった。でも、親が昭和一桁や大正世代ですので、親が反対するので、しかたなくサラリーマンになる。でもサラリーマンの中でも自由業に近いサラリーマンになる。マスコミとか、大学の教授とかです。そして団塊の世代が親になり、第二次ベビーブーマーたちも自由業になりたがると、親は、自分ができなかったことをさせたいと思う。当然のことですが、ミュージシャン、アーティストで食っていける人は少ないので、結果としてフリーターになって

しまう。勿論、それよりも、経済情勢で失われた10年が一つあって、プラスそれだけではなくて、団塊の世代と第二次ベビーブーマーたちの関係もある。今は、団塊の世代は60歳で、第二次ベビーブーマーは35歳くらいです。今はいいです、親の家に1部屋与えられて、食事もついて、洗濯もしてもらっていますが、10年経ったら団塊の世代は完全に引退しています。第二次ベビーブーマーたちが、所得の担い手にならなければいけないのに、その人たちの所得は200万円未満です。団塊の世代は、10年経ったら70歳、20年経ったら80歳になります。もしかしたら、大量の介護放棄が起こるかもしれないと思っています。ひどい場合は、介護殺人、親殺しが起こるかもしれない。これまでの日本では見られない校内暴力なんかが起こりました。この人たちが、このままの価値観で親の面倒をみるようになったら、私は、そういうことが起こっても不思議ではないと思っています。

全国市長会の委員会で、市町村の一番大事な仕事は、家庭地域社会の再建だと一生懸命申し上げています。町内会とNPOと連携をとって、まず、最低限必要なことは、第三次ベビーブーマーの教育をしっかりとやること。それから、第二次ベビーブーマーのそういう価値観を持っている人たちが、仮に2割だとして、できれば、価値観を変えてもらって、これを1割に減らしたい。やはり、同じ地べたで生活しているのだから、町内会には入って、ごみのことは一緒にやる。そうすれば、コストも少なくて済みます。私は、家庭地域社会を再建すること、イデオロギーは左翼でも、右翼でもありませんが、でも同じ地べたで生活していれば、ごみを出します。右翼でも左翼でもごみを出します。ごみを出すなら、町内会も一緒にやってもらわないと困ります。自分は町内会にも入らないでいて、他の人の器でごみを処理してもらおう。給食費の問題と全く同じ構造です。これは、私の仮説であり、主張で、学会では反対する人も多いのですが、私は、当たっていると思っています。

憲法は基本的に権力者に対する命令ですので、本来、国民、市民の義務を書くのはおかしいのですが、家庭と地域社会をきちんとするということが、権利だけ主張して、自分が果たさなければいけない義務を果たさないのは、それでは地域社会は回っていかないということ、本当は近代的意味での憲法に書くのはおかしいのですが、非常事態ですので、書いていかなければいけないと思います。先ほどの「こどもの権利」の議論を聞いていて、私はどちらの考え方もありうると思いますけれども、仮に入れるとするならば、こどもは権利があるから校長先生を土下座させるというのは、絶対間違った使い方、それは権利ではありません。でも、そういう勘違いする輩が残念ながら多いですから、住民に一番近い市町村は真剣に考える必要があると思います。自治基本条例に入れるかどうか、まず、一つのハードルで、権力者に対する命令だから入れないという判断もありうると思います。仮に入れないとしても、安城市政にとっては、大事な課題だと思いますので、何らかの対応が必要だと思いますし、全国市長会でもそういう提言をまとめる予定でいます。

12、13ページのところで、議会との関係ですが、そもそも自治基本条例に議会を入れない場合もありますが、ここでは入れるということですので、それならば、「市政運営・組織」のところで、「総合計画をさだめ」の後に「議会に報告するとともに」という議会との関係を書いた方がいい、議会との関係は、前回から修正していただい

ますが、でもまだ、執行機関だけの関係で、議会との関係が足りないところがあります。「行政評価」も市民に公表するだけでなく、議会にも報告する必要がある。もっと大きな話になりますが、市の執行機関は行政評価して市民に公表しますが、議会はどうかということ。例えば、日本で最初に作られた議会基本条例では、町議会は、必ず住民に議会が何をやったかという報告会を開かなければならないという規定が基本条例の中に入っています。私は、可能であれば議会も一年間何をやったのかを市民に対して、議会として報告するという機会を設けた方がいいと思います。

「財政運営」、「条例の見直し」も同様に議会との関係を書いた方がいいと思います。

「危機管理」は面白いと思いますし、あった方がいいと思いますが、第2項で、「コミュニティは」とありますが、いろいろなNPOがありますので、防災や安全、危機管理に関わるNPOを主語として、地縁的NPOだけでなく、機能的NPOで危機管理を進めていくようにした方がいいと思います。

説明をお聞きし、私なりの考えを述べさせていただきました。

【会長】

ありがとうございました。第1回の審議会において、この条例の検討体制について説明がございまして、市民会議からは市長に提言する。我々のこの審議会は、この会としての検討を進め、平行して、市役所内部でも検討し、当然、条例の文案化は事務局で行うということですので、本日のご意見は、まだ収斂したわけではございませんが、そういうことで判断していただければいいかと思っておりますので、それによろしければ、本日の議題はこれで収めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし・了承)

【会長】

それでは、議題の「(1) 条例素案について」の質疑応答については、これで終わらせていただきます。

続いて、「(2) 今後の審議方法について」事務局より説明願います。

【事務局】

お手元に「安城市自治基本条例策定スケジュール(案)」をお示ししておりますのでご覧いただきたいと思います。

まず、策定スケジュールにつきまして1点お願いいたします。前回の審議会におきまして、来年4月に審議会から市長へ答申をいただき、答申を受けてパブリックコメントを実施するという策定スケジュールの説明をさせていただきましたが、答申につきましては、パブリックコメントを実施した後、7月頃をお願いしたいと思います。

これは、パブリックコメントにおきまして、市民から多くのご意見をいただくことが想定されますので、そのご意見に対しての対応についても、この審議会でご審議いただき、最終的な条例原案を答申していただきたいと思いますというものです。

また、次回の審議会を来年1月13日の午前10時よりこの会場で開催をお願いした

いと思っておりますが、今後の審議会の進め方でございますが、次回の審議会開催前に、市民会議の素案を条文化したものと、現在、職員で構成しますプロジェクトチームを立ち上げ、市民会議の素案を基に検討している条例文を併記させて、ご提示させていただきたいと思っております。なお、内容にかなりのボリュームがありますので、次回と2月に予定させていただいております審議会2回に分けまして、前半部分と後半部分に分け、審議させていただきたいと考えています。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

特に質問がないようですので、ただ今、事務局が説明されましたスケジュールに従いまして、遺漏のないように準備を進めていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。「4 その他」につきまして、事務局からは特にございませんが、次回の開催について1月13日の午前10時からと申し上げましたが、第6回を来年の2月12日の午前10時を予定させていただいております。後日あらためて文書にてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして第4回安城市自治基本条例策定審議会を閉じさせていただきます。本日はありがとうございました。